

**環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた
総合的な政策対応に関する基本方針**

平成27年10月9日
TPP総合対策本部決定

平成27年10月5日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加12か国はTPP交渉閣僚会合において、閣僚レベルの交渉を成功裏に終え、協定の大筋合意に至った。

TPPは、世界の成長センターであるアジア太平洋地域に一つの巨大な経済圏を創造し、関税だけでなく、サービス、投資、知的財産、国有企業改革等幅広い分野で21世紀型の自由で公平なルールを構築する試みである。

我が国は一昨年3月にTPP交渉への参加を「国家百年の計」として決断して以来、終始一貫して、交渉を主導し、国益にかなう最善の道を追求してきた。

今般のTPP閣僚合意は「アジア太平洋の世紀」の幕開けとなる画期的なものである。我が国にとっても、国益を確保し、成長を確かなものとし、次の世代、そのまた次の世代に繁栄と活力を受け継ぎ、「チャンスに満ち溢れた日本」を取り戻し、日本の未来を切り拓く歴史的第一歩である。

そのためにも、国民の間におけるTPPの影響に関する懸念と不安を払拭することも不可欠である。

今般の合意を踏まえ、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていくことが必要である。その際、以下の3点を基本目標とする。

(1) TPPの活用促進による新たな市場開拓等

(幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。)

今般の合意は大企業だけでなく、地方の中堅・中小企業がオープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。政府は、TPPにチャンスを見出し、世界に挑戦し、グローバルな市場を切り拓き、新たな価値を創出する企業、TPPを契機に海外から投資や人を呼び込み、世界を魅了し、地域の現場で地方創生に努力する人々等の背中を力強く後押しし、TPPの活用を促進するため所要の措置を講ずる。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

(TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。)

TPPに期待される効果は、それにより多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間、企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながるということである。

政府としては、このような動きを加速するため所要の措置を講ずる。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

(TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。)

TPPについては、これまで、国民の間に様々な懸念や不安(食の安心・安全、漁業補助金、国民皆保険の維持、ISDS等)が寄せられてきた。国益を守るぎりぎりの交渉の結果、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、政府は、国民に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

また、農林水産業については、競争力の強化等を通じて、農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強くて豊かな日本の農林水産業、美しく活力ある農山漁村の構築に向けた万全の体質強化対策等を講ずる。

以上を強力に推進するため、下記の検討結果等を踏まえ、「総合的なTPP関連政策大綱(仮称)」を策定する。

上記大綱の策定と実施に当たっては、地方公共団体を始めとする関係方面の協力を求めつつ、政府は一体となって対処し、万全を期するものとする。なお、TPP協定の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

記

1. 経済財政諮問会議による検討
経済財政諮問会議において、T P Pを通じた経済再生に向けた検討を行う。
2. 各種会議との連携
 - (1) 農林水産分野に係る対応
農林水産業・地域の活力創造本部で、別紙の基本方針に沿って検討を進める。
 - (2) 知的財産分野に係る対応
知的財産戦略本部において、関係省庁による所要の制度改正その他必要な措置について、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、調整・検討を進める。
 - (3) その他、必要に応じて、産業競争力会議など関連する会議において検討を行う。
3. 国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供
国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努める。各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。

(別紙)

農林水産分野に係る基本方針

T P Pによる新たな国際環境の下で、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていくため、交渉で獲得した措置と合わせて、政府一体となって万全の措置を講ずる。

具体的には、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、T P P協定の締結について国会の承認を求めるまでの間に、今回の合意の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策について、以下の項目に沿って検討し、全体像をとりまとめる。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応する。

1. 強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた体質強化対策

担い手の育成・確保、農地集積・集約化、農業生産性の向上、国産の強みを活かした差別化や6次産業化等による高付加価値化、国産合板・製材の生産性向上、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、国内外の新たな需要開拓など農林水産業の体質強化対策を講ずる。

併せて、外国産の輸入増大等による影響度合いが大きい農林水産加工業の再編・合理化を推進する。

2. 重要5品目対策

重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物）については、上記1の対策に加え、品目毎の合意内容に応じて適切な措置を講じる。

- (1) 米：備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止め
- (2) 麦・甘味資源作物：国内産品の安定供給が図られるための環境整備
- (3) 牛肉・豚肉・乳製品：経営の継続・発展のための環境整備

3. その他

新たな国際環境の下で国内農林水産物の生産を行っていくことへの国民的な理解を増進するための施策を講ずる。